

宇都宮市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

宇都宮市不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成を受けるため、宇都宮市の実施する夫と妻についての以下の状況調査に同意し、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

・夫婦の住所と世帯・市税納付状況・他自治体での受給状況また、個人番号(マイナンバー)を利用した情報提供ネットワークシステム等により、住民票情報の確認を行うことに同意します。

(注)太線内をご記入ください。

記

		夫		妻		
申請者(対象者)	ふりがな					
	名前					
	生年月日	昭和 平成	年 月 日 今回の治療開始時の年齢 歳	昭和 平成	年 月 日 今回の治療開始時の年齢 歳	
	個人番号					
	住所	〒 宇都宮市		〒 日中連絡がしやすい電話番号(夫・妻) — —		
(夫婦別住所の場合)	〒		(夫・妻)			
申請について	●該当する婚姻状況を選択(☑)してください。 □法律婚 □事実婚(「様式第8号 事実婚関係に関する申立書」が必要です。)					
	●過去にこの助成金を受けたことがありますか(他自治体での助成や現在申請中のものも含まれます。)					
	<ul style="list-style-type: none"> ない → 戸籍上の夫婦の方(婚姻日 H・R 年 月 日) ある → 過去()回受けた 助成を受けたことがある都道府県・指定都市・中核市() 都・道・府・県・市) 					
申請内容	●以下は、今回の治療が第2子以降の特定不妊治療で、回数リセットを希望する場合のみご記載ください。					
	直近で出産されたお子さまの氏名と生年月日をご記入ください。※戸籍謄本の提出が必要となります。					
	氏名() 生年月日(H・R 年 月 日)					
	※妊娠をした後に、妊娠12週以降に死産に至った場合は、こちらに記入ください。 死産日(H・R 年 月 日) ※母子健康手帳の表紙及び出産の状態のページの写し、または死産届の写し等の提出が必要となります。					
振込先	治療金額(領収金額)		助成申請金額			
	特定不妊治療費	金 円	金 円	決定額 金 円		
	男性不妊治療費	金 円	金 円	※決定額は記入不要		
	合計	金 円	金 円			
令和 年 月 日		(あて先) 宇都宮市長				
金融機関名	本・支店名		預金種別		口座番号(7ケタ)	
	銀行 金庫 農協 店番号 (3ケタ) ()		普通		(フリガナ)	
口座名義人※申請者名義に限る						

市事務処理欄

受理番号	助成回数	回 / 上限3回・6回	他市照会	有・無	結果	無・()年度
決定日	滞納	有・無	回数リセット	有・無		

令和4年度分の申請書一式の提出期限は、令和5年3月31日です。

添付書類一覧	チェック欄
・宇都宮市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書	
・宇都宮市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(医療機関が記入したもの)	
・特定不妊治療に要した金額を証明できる書類(領収証や受領証の原本または写し)※請求書不可	
【夫婦が市内で別住所の場合】戸籍謄本(市区町村発行のもの)	
【夫または妻の住所が市外の場合】戸籍謄本(市区町村発行のもの)、住民票またはマイナンバー	
【事実婚の場合】戸籍謄本(市区町村発行のもの)、事実婚に関する申立書	
・回数リセット希望者のみ、戸籍謄本または母子手帳の写し等	

●助成金の振込について

助成申請書を受付後、約3か月で指定口座へ振込みいたします。
振込日の約1週間前に、振込額・振込日等が記載された支払通知書を送付いたします。

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する
説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者(女性)の年齢
- (2) 不妊の原因

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

(3) 治療の内容、妊娠の有無

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する
説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、
1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、
この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。
なお、情報の取扱には十分留意し、プライバシーは厳守します。